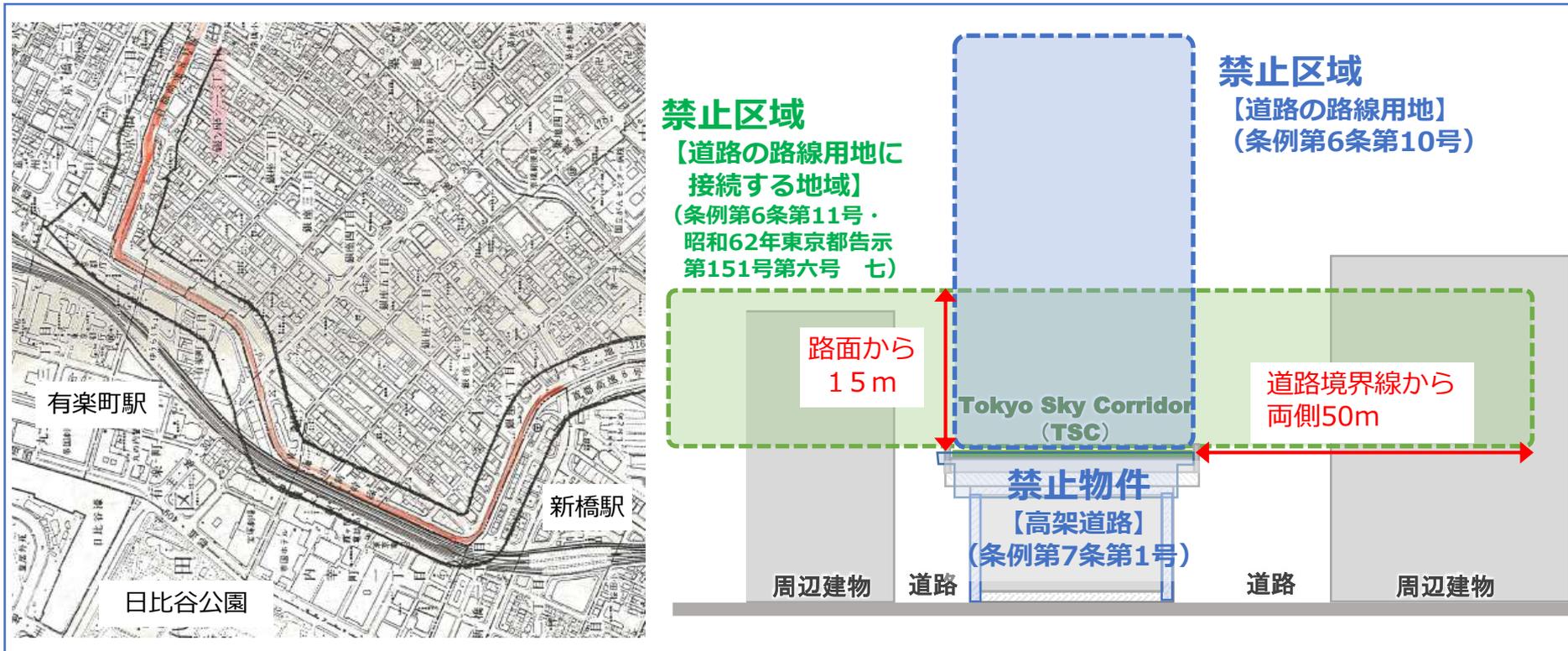


## 1. 屋外広告物規制の検討の必要性について

### ■ 東京都屋外広告物条例に基づく現行規制



### ■ KK線の廃止後

禁止区域、禁止物件の規制がなくなり、第三者広告物の掲出も可能となる

## 1. 屋外広告物規制の検討の必要性について

### ■ KK線の廃止後

禁止区域、禁止物件の規制がなくなり、第三者広告物の掲出も可能となる



### ■ 屋外広告物規制の検討の必要性

世界から注目される新たな観光拠点「Tokyo Sky Corridor」の実現のため、屋外広告物条例による規制を活用し、良好な景観形成や賑わい創出に寄与する屋外広告物のルールを検討する必要

## 2. 現在の検討状況について

- Tokyo Sky Corridor及びその沿道の屋外広告物の規制・誘導の在り方や手法等について、令和5年度**地元3区**（千代田区・中央区・港区）との在り方検討会や、**地域関係団体等との意見交換**を行いながら検討を実施  
→ 方向性をとりまとめ
- **令和6年5月、方向性の案について地元説明会を実施**

## 3. 今後の屋外広告物規制の方向性（案）

① 2020年代半ば  
KK線廃止と同時

将来の新たなルールを見据えて、  
広告物の氾濫を防止するため**現在と同様の規制**を設定

② 一部供用  
開始を目途

Tokyo Sky Corridorの賑わい創出に寄与する  
**新たな屋外広告物のルール**を設定

整備主体である東京高速道路（株）と地元が協働して、  
一体的な空間形成とそれを実現するための  
新たな屋外広告物のルールを検討

【検討項目の例】

- ・地域の価値や魅力の向上に資する一体的な空間イメージ
- ・一体的な空間形成に向けた地域との連携方策
- ・広告等の新技術の活用 . . . 等

※イベント等でトライアルを実施しながら検討

③ 2030~40年代  
全線の整備完了

**世界から注目される観光拠点  
「Tokyo Sky Corridor」の実現**

## 3. 今後の屋外広告物規制の方向性（案）

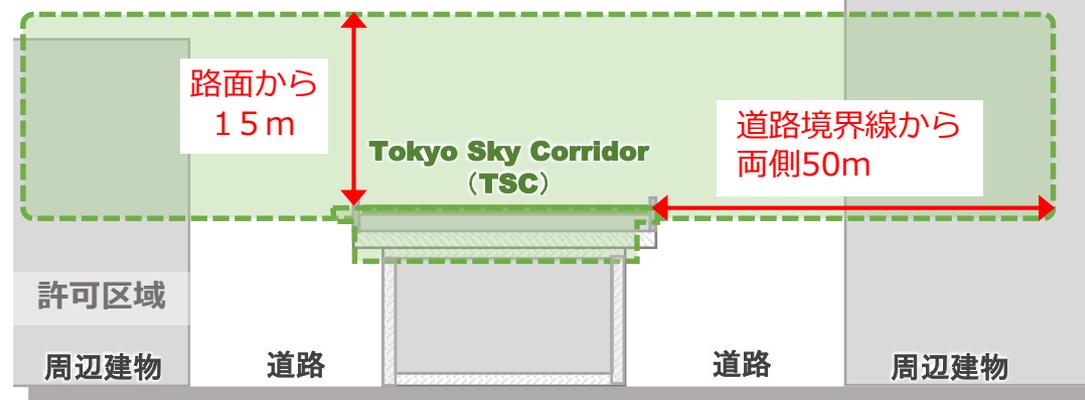
① 2020年代半ば  
KK線廃止と同時

将来の新たなルールを見据えて、広告物の氾濫を防止するため  
現在と同様の規制を設定

- 現行の条例第6条第11号の禁止区域と同内容・同範囲で、**同第12号の禁止区域（知事が定める地域）**を設定する。

令和6年度の審議事項

禁止区域【知事が定める地域】（条例第6条第12号・告示）

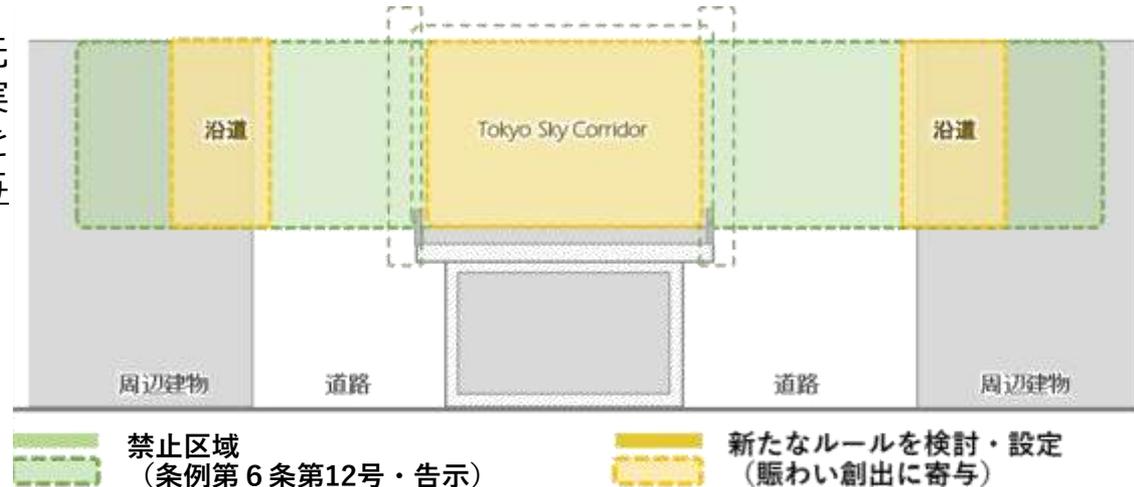


② 一部供用  
開始を目的

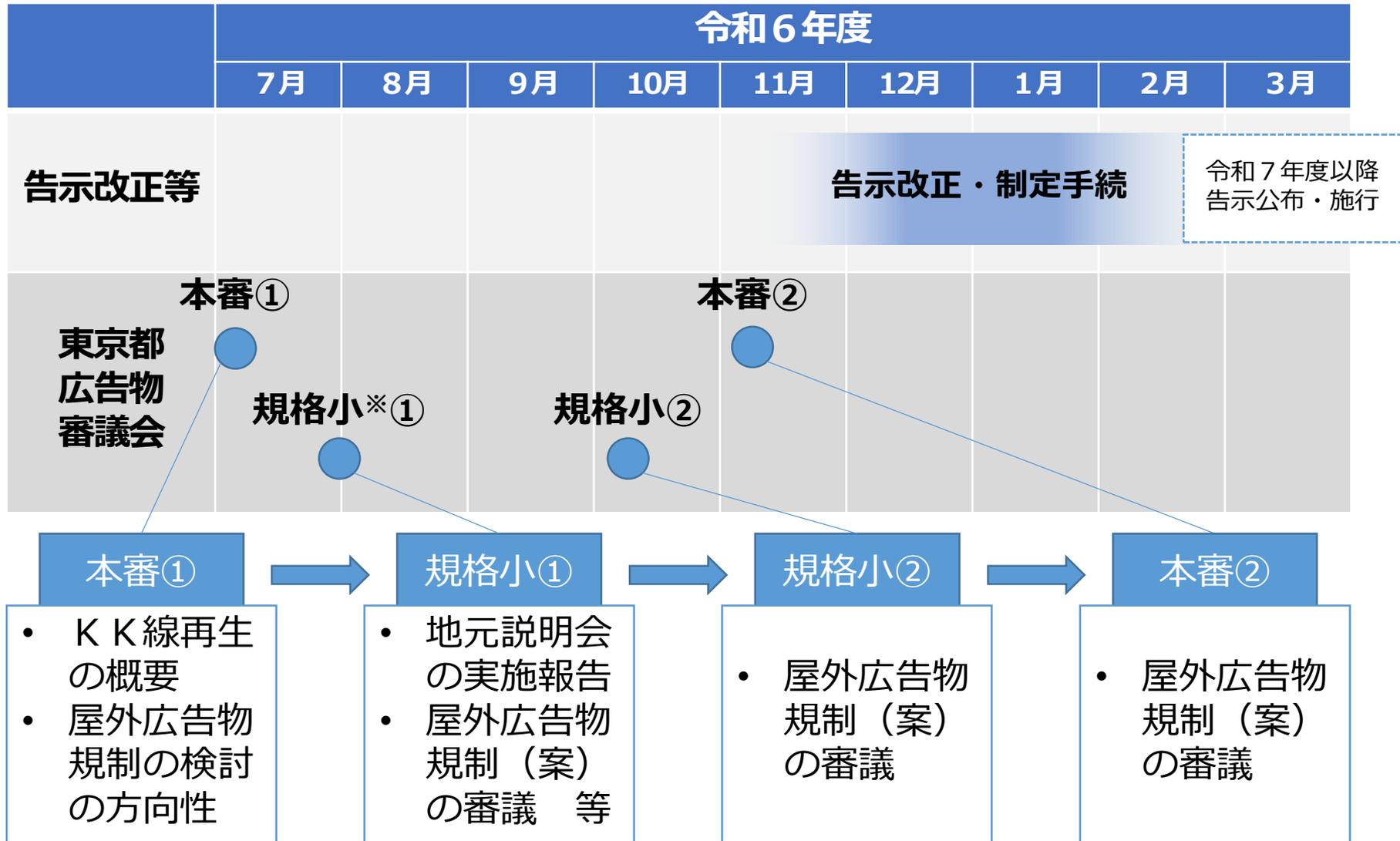
Tokyo Sky Corridorの賑わい創出に寄与する  
新たな屋外広告物のルールを設定

- 整備主体である東京高速道路（株）と地元が協働して、一体的な空間形成とそれを実現するための新たな屋外広告物のルールを定め、良好な景観形成や賑わい創出に寄与する広告物の掲出を可能とする。  
(具体的な方法については、Tokyo Sky Corridorの供用開始までにさらに検討)

今後審議予定



## 4. 今後のスケジュール



※規格等検討小委員会：禁止区域の告示等に関する内容を審議する東京都広告物審議会運営要綱第14条に基づく小委員会